

【競争入札参加資格審査申請書にかかる個人情報の利用目的等について】

下北山村長が、村競争入札の参加資格等に関する要綱第3条第2項の規定に基づき提出される競争入札参加資格審査申請書（同要綱同条第1項各号に該当しないことを証明するための添付書類、同要綱第5条の規定に基づく変更等の届出書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 入札参加資格申請の審査事務
2. 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
3. 入札参加資格業者名簿の公表
4. 下北山村暴力団排除条例（平成24年3月21日条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員等を村の入札・契約事務等から排除する措置を講ずるため必要に応じて行う、奈良県警察本部への提供又は照会等
5. 下北山村個人情報保護条例（平成25年12月13日条例第19号）第8条第1項第1号から第7号の規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - ② 法令等に定めがあるとき。
 - ③ 出版、報道等により公にされているとき。
 - ④ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - ⑤ 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。
 - ⑥ 他の実施機関又は国等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受けるものが法令等に定める所掌事務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認められるとき。